

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 地域森林計画関係資料 | |
| 行政機関等の名称 | 佐賀県知事 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 農林水産部森林整備課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 地域森林計画の作成及び実行に関する事務、市町が行う市町村森林整備計画の作成及び実行に関する業務の支援、森林所有者・森林経営の受託者が行う森林施業計画及び森林経営計画の作成又は作成の指導援助に対する資料の提供のために利用する。 | |
| 記録項目 | 1 森林の所在、2 所有者、3 森林の種類、4 面積、4 林種、5 樹種、6 樹種面積、7 林齢、8 材積、9 成長量、10 地位、11 林道からの距離、12 傾斜、13 ゾーニング区分、14 施業履歴 | |
| 記録範囲 | 地域森林計画対象森林の森林所有者 | |
| 記録情報の収集方法 | 登記簿情報、実地調査、森林の土地の所有者届出、施業履歴 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | 県内各市町、林業事業者 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名称）農林水産部森林整備課 （所在地）佐賀市城内1-1-59 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル） |
| 行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地 | — | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | — | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | — | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | — | |
| 備考 | | |

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

| | | |
|--------------------------------------|---|--|
| 個人情報ファイルの名称 | 保安林台帳 | |
| 行政機関等の名称 | 佐賀県知事 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 農林水産部森林整備課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 保安林指定箇所の土地所有者等の管理のため利用する。 | |
| 記録項目 | 1氏名、2住所 | |
| 記録範囲 | 該当土地の権利者（所有者、地上権者等） | |
| 記録情報の収集方法 | 申請者が該当者から取得し、申請書類に添付して提出 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | 当該土地を管轄する農林事務所及び市町 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 農林水産部森林整備課 (所在地) 佐賀市城内1-1-59 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル) |
| 行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地 | — | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | — | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | — | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | — | |
| 備考 | | |